

山口県報

平成28年
7月1日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)……………一
- 山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課)……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………二
- 解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)……………三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)……………四
- 周南都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
- 土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(河川課)……………五
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………六
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)……………七
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………八
- 雑報
環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価方法書の縦覧……………九
- 環境影響評価法の規定に基づく方法書説明会の開催……………九



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十五号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年〇・六五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改め、同項第九号中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同項第十四号中「第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画」を「第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画」に改める。

別表第一の一の項中「第二条第一項第一号イ」を「第三条第一項第一号イ」に改め、同表二の項中「第二条第一項第一号ロ」を「第三条第一項第一号ロ」に改め、同表三の項中「第二条第一項第一号ハ」を「第三条第一項第一号ハ」に改め、同表四の項中「第二条第一項第一号ニ」を「第三条第一項第一号ニ」に改め、同表五の項中「第二条第一項第一号ヒ」を「第三条第一項第一号ヒ」に改め、同表六の項中「第二条第一項第一号ヘ」を「第三条第一項第一号ヘ」に改め、同表七の項中「第二条第一項第一号コ」を「第三条第一項第一号コ」に改め、同表八の項中「第二条第一項第一号カ」を「第三条第一項第一号カ」に改め、同表九の項中「第二条第一項第一号キ」を「第三条第一項第一号キ」に改め、同表十の項中「第二条第一項第一号ク」を「第三条第一項第一号ク」に改め、同表十一の項中「第二条第一項第一号ケ」を「第三条第一項第一号ケ」に改め、同表十二の項中「第二条第一項第一号コ」を「第三条第一項第一号コ」に改め、同表十三の項中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改める。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の前日に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十六号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「、労働者災害補償保険料並びに保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県工事執行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。



山口県告示第二百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 萩市社会福祉協議会	萩社協北事業所 萩市大字江向 三五六の三	訪問介護	平成二八、 三、三一
〃	萩社協南事業所 川上四四 六二の一	〃	〃
社会福祉法人 周南市社会福祉協議会	周南市社会福祉協議会とくやま	〃	〃
〃	〃	〃	〃
社会福祉法人 青藍会	山口市吉敷中 東一丁目一番 二番	訪問介護 浴介護 通所介護	〃 〃 〃
〃	ハートホーム 中央デイサービスセンター	〃	五、 〃

居宅介護支援事業者
名称
主たる事務所の所在地

有限会社小川
山口市大内問田
二丁目六番一四号

居宅介護支援事業所
名称
所在地

きぼづの森居宅
介護支援事業所
山口市大内姫山
台一〇番七号

社会福祉法人周
南市社会福祉協
議会

周南市速玉町三
番一七号
周南市社会福祉
協議会とくやま
番一七号

介護予防事業者
氏名又は名称
住所又は主たる事務所の所在地

社会福祉法人
萩市社会福祉協
議会

萩市大字江向
三五六の三

介護予防事業所
名称
所在地

萩社協北事業所
萩市大字下田
万一〇三六

介護予防事業の種類
事業の種類

訪問介護
防入浴介
護

平成二八、
三、三一

〃

〃

〃

山口県告示第二百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事務所所在地	事業の種類	指定年月日
居宅介護事業者		名称	事務所所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社ベスタ	小郡新町七丁目一番三七号	光ヶ丘薬局	小郡新町七丁目一番三七号	居宅療養管理指導	平成二八年七月一日
山野 英理	防府市牟礼今宿二丁目一六番五号	山野歯科医院	防府市牟礼今宿二丁目二三番一六号	〃	〃
合同会社ゆうきVISIO	下松市古川町四丁目四番一〇二号	昭和通薬局	下松市大字西豊井六四三番	〃	〃
株式会社ライジング企画	山口市小郡下郷八四二の九	美秋薬局	美祢市美東町大田三八一〇の一四	〃	〃
有限会社フローレ	周南市代々木通二丁目二五番	ひまわり薬局	周南市代々木通二丁目二五番	〃	〃
山口県告示第二百十八号					
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。					
平成二十八年七月一日					
山口県知事 村岡 嗣政					
介護予防事業者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事務所所在地	事業の種類
医療法人相川医院	相川医院ヘルパーステーション	山口市鑄銭司五九六四の一	山口市鑄銭司五九六三の一	訪問介護	平成二八年七月一日

有限会社ベスタ	小郡新町七丁目一番三七号	光ヶ丘薬局	小郡新町七丁目一番三七号	介護予防居宅療養管理指導	平成二八年七月一日
合同会社ゆうきVISIO	下松市古川町四丁目四番一〇二号	昭和通薬局	下松市大字西豊井六四三番	〃	〃
株式会社ライジング企画	山口市小郡下郷八四二の九	美秋薬局	美祢市美東町大田三八一〇の一四	〃	〃
有限会社フローレ	周南市代々木通二丁目二五番	ひまわり薬局	周南市代々木通二丁目二五番	〃	〃
山口県告示第二百十九号					
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。					
平成二十八年七月一日					
山口県知事 村岡 嗣政					
地域包括支援センター	名称	主たる事務所の所在地	名称	事務所所在地	指定年月日
和木町	玖珂郡和木町和木一丁目一番一	和木町地域包括支援センター	玖珂郡和木町和木一丁目一番一	〃	平成二八年七月一日
山口県告示第二百二十号					
森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。					
平成二十八年七月一日					
山口県知事 村岡 嗣政					
一 解除予定保安林の所在場所 岩国市錦町広瀬字梶畑谷一四二八の四（次の図に示す部分に限る。）					

- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、**岩国大竹線道路改良(森ヶ原第二トンネル)**工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 岩国大竹線道路改良(森ヶ原第二トンネル)工事
- (一) 工事場所 岩国市御庄字久津神及び字下向原地内
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	四八一・〇メートル	一〇・七五メートル(車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規

- 定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十八年六月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十八年七月一日から同月二十五日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年八月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九一―一五四〇)にすること。

山口県告示第二百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市

計画通路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南都市計画通路事業三百一徳山駅南北自由通路
- 三 事業施行期間
平成二十二年十二月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
周南市大字徳山

山口県告示第二百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、錦川水系錦川、門前川、生見川、本郷川、宇佐川及び洪川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 錦川水系錦川、門前川、生見川、本郷川、宇佐川及び洪川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 岩国市及び周南市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で

構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十八年六月三十日まで山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年七月一日から同月二十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年八月五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一

一五四〇)にすること。

山口県告示第二百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、榎野川水系榎野川、吉敷川、前田川、一の坂川及び仁保川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 榎野川水系榎野川、吉敷川、前田川、一の坂川及び仁保川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第二工区)

(一) 履行場所 山口市内

(二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十八年六月三十日まで

に山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年七月一日から同月二十五日までの午前九時から午後四時三十分まで
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年八月五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所(電話〇八三五―二二―三四八五)にすること。



(二七二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年七月一日から同年十一月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡前田町二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 白石 正

J&A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目一三番一号 保崎 隆行

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	山口市小郡下郷三五二九の一	山口市小郡前田町二の一

四 届出年月日

平成二十八年六月九日

五 変更年月日

平成十九年二月二十四日

(二七三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年七月一日から同年十一月一日までの間、山口県商工労働部

商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クロスモール下関長府

所在地 下関市長府才川一丁目四二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 常陰 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ユアーズ	

四 届出年月日

平成二十八年六月十四日

五 変更年月日

平成二十八年三月一日

(二七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月十六日山口県公告(五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二二六の四

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(二七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月十九日山口県公告(六〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府

市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十八年七月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商
 政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 防府ファッションモール
 所在地 防府市寿町一五八の一
- 二 意見の概要
 騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項について配慮を求める。

(二七六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成
 二十八年二月十九日山口県公告(六一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部
 市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商
 政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ウエスタまるき小松原通り店
 所在地 宇部市若松町七番一号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二七七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成
 二十八年二月十九日山口県公告(六二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部
 市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商

政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ウエスタまるき小松原通り店
 所在地 宇部市若松町七番一号
- 二 意見の概要
 騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。



山口県選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項
 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第
 八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び
 運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を
 有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては
 その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と
 を合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に
 八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ
 て得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十八年七月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改 廃の請求	地方自治法第七十四 条第一項	二、三、八九三
県の事務の執行に関 する監査の請求	地方自治法第七十五 条第一項	二四九、三三一
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六 条第一項	七六、四九九

下関市選挙区

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	宇部市選挙区 山口市選挙区 萩市・阿武町選挙区 下松市選挙区 岩国市・和木町選挙区 長門市選挙区 光市選挙区 柳井市選挙区 美祢市選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区 山陽大島町選挙区 周防大田布施行政特区・平生町選挙区	四五七 四三三 一五三 一四〇 一四五 四〇四 七九四 四〇四 七九四 五五五 五五四 三三三 二二五 九二五
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四九、三三一	
県の教育委員会の教育長及び委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項		



環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価方法書の縦覧
 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第七条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 山口県
 代 表 者 の 氏 名 村岡 嗣政
 主たる事務所の所在地 山口市滝町一番一号
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
 名 称 木屋川水系木屋川ダム再開発事業
 種 類 ダムの新築
 規 模 貯水面積 二三四ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域

下関市豊田町大字大河内

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

下関市、長門市及び美祢市

五 方法書及びこれを要約した書類の縦覧の場所、期間及び時間

場 所 山口県土木建築部河川課、長門市土木建築事務所、下関土木建築事務所及び宇部土木建築事務所美祢支所並びに下関市環境部環境政策課及び下関市豊田総合支所建設課、長門市市民福祉部生活環境課並びに美祢市市民福祉部生活環境課

六 意見書の提出

期 間 平成二十八年七月一日から同年八月一日まで
 時 間 午前九時から午後五時まで

七 意見書の提出

第一項の意見書の提出をすることができる。

七 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(一) 意見書の提出は、平成二十八年八月十五日（月曜日）まで（郵送の場合は、八月十五日までの消印のあるものは、有効とする。）に山口市滝町一番一号（郵便番号七五三-八五〇）山口県土木建築部河川課にすること。

(二) 意見書には次に掲げる事項を記載すること。

1 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(三) 意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。

2 意見書の提出の対象である方法書の名称

環境影響評価法の規定に基づく方法書説明会の開催

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第七条の二第一項の規定により、次のとおり方法書説明会を開催します。

環境影響評価法の規定に基づく方法書説明会の開催

平成二十八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口県

二 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 木屋川水系木屋川ダム再開発事業
 種 類 ダムの新築
 規 模 貯水面積 二三四ヘクタール

平成二十八年七月一日印刷

発行所

山口県知事

代表者の氏名 村岡 嗣政

主たる事務所の所在地 山口市滝町一番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

名称 木屋川水系木屋川ダム再開発事業

種類 ダムの新築

規模 貯水面積 二三四ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域

下関市豊田町大字大河内

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

下関市、長門市及び美祢市

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

日 時 場 所

平成二八、七、一三 午後六時三〇分 下関市豊田生涯学習センター

〃 〃 〃 〃 長門市依山公民館

〃 〃 〃 〃 美祢市豊田前公民館